最終更新日：2016年7月1日

株式会社ダイドーリミテッド

取締役社長　大川 伸
問合せ先：取締役上席執行役員　管理部門担当　福羅 喜代志
証券コード：3205
http://www.daidoh-limited.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は「お客様第一」「品質本位」の経営の基本方針を維持し続けることによって、1879年の創業以来培ってきた“信用”をさらに高めるための行動規範を制定し、代表取締役社長がその精神をグループすべての役職員に継続的に伝達することにより、法令遵守と公正で高い社会倫理観により行動し、広く社会に信頼される企業活動を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、コード各原則について全てを実施いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社の主たる事業である衣料事業は、製造から販売まで事業環境が大きく変化しており、今後も成長を続けていくためには、様々な企業との協力関係が不可欠であると考えております。
このため、当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築や業務提携などの経営戦略の一環として、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合、当該企業の株式を保有することがあります。政策保有株式のうち主要なものについては、当社の中長期的な企業価値向上に資するかどうか、取締役会において定期的に検証を行います。
保有上場株式の議決権の行使については、当社の中長期的な企業価値向上に資するものか否か、また当該企業の株主共同の利益に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行使してまいります。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、役員との利益相反取引について、会社法に定められた手続きを遵守すると共に、取締役会での承認・報告を要することとしております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1)経営理念・戦略
当社は、明治12年（1879年）の創業以来「お客様第一」「品質本位」を基本理念として、製造から販売まで品質を追求できる総合力を活かし、企業価値の向上を目指しております。
事業を推進するにあたり、「領域」「信用」「効率」をキーワードに、中長期の視点でさらなる利益を生み出せる企業グループに進化し、その利益が新しいビジネスを発展させ、魅力的な製品・サービスを生み出し、人材・ブランドを育成し、社会に貢献することを目指しております。

(2)ガバナンスに関する考え方・基本方針
当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、「お客様第一」「品質本位」の基本理念を通じて、企業価値の最大化を実現するために、的確かつ迅速に経営されるべきと考えております。
その実現のために、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先・従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会・取締役会・監査役会・会計監査人など、法律上の機能・制度の遵守に加え、社内体制の一層の改善を行い、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。
また、1879年の創業以来培ってきた“信用”をさらに高めるための企業行動規範を制定し、代表取締役社長がその精神をグループすべての役職員に継続的に伝達することにより、法令遵守と公正で高い社会倫理観により行動し、広く社会に信頼される企業活動を行ってまいります。

企業行動規範につきましては、当社企業サイトに掲載しております。
「CSRへの取り組み　企業行動規範」（http://www.daidoh-limited.com/csr/criterion.html）

(3)取締役・監査役の報酬
当社取締役の報酬については、第83回定時株主総会において、報酬の限度額（年額1億8,000万円以内）およびストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額（年額4,000万円）が決議され、各報酬は取締役会において決議されております。
当社監査役の報酬については、、第71回定時株主総会において報酬の限度額（年額6,000万円）およびストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額（年額1,000万円）が決議され、個々の報酬は監査役の協議にて決定されております。
なお、当社は退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストック・オプションを導入しております。

(4)取締役・監査役の選任と指名
社外取締役は、当社の持続的成長や中長期にわたる企業価値向上のために、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性を確保するため、企業経営に対する理解・知見を有する方を、その経験・見識・専門性を考慮して選任しております。
社内取締役は、当社グループの経営理念・行動指針・経営戦略から導いた役員に求める要件に照らし、その経験・見識・専門性などを総合的に評価・判断して選任しております。
社外監査役は、専門的知識および企業経営に対する理解・知見を有する方を、その経験・見識・専門性を考慮して選任しております。
社内監査役は、当社グループの経営理念・行動指針・経営戦略から導いた監査役に求める要件に照らし、その経験・見識・専門性などを総合的に評価・判断して選任しております。
また、新任候補者につきましては、その略歴・兼職状況等を速やかに開示しております。

(5)個々の選任・指名についての説明
社外役員につきましては、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。
取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の略歴を記載しております。

【補充原則4-1-1　取締役会の決議事項と委任の範囲】
当社取締役会は、法令に規定された事項および当社取締役会規程に規定する事項について、意思決定を行います。それ以外の業務執行及びその決定については、当該業務の執行役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はその職務執行の状況等を監督いたします。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
　現在、当社は独立社外取締役を2名選任しており、その専門的知識等から当社の経営全般に対して独立した立場から助言・提言を行っております。
　独立社外取締役は、独立社外監査役とともに適時に社外役員会議を開催し、様々な観点から意見交換を行い、取締役会の活性化や高度化のために情報・認識の共有を図っております。また、社外役員会議には必要に応じて社内監査役も出席し、情報・認識の共有に努めております。
　なお、当社の持続的成長や中長期にわたる企業価値向上のために、企業経営への理解や知見を有する独立性のある社外取締役を複数名選任することが適切と考えております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断及び資質】
　当社は、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、独立社外取締役の候補者を選定しております。
　また、東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できることを選定基準の一つとし、当社の持続的成長や中長期にわたる企業価値向上に貢献できる人物を独立社外取締役候補者として選定いたします。

【補充原則4-11-1　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　当社取締役会は、当社の持続的成長や中長期にわたる企業価値向上のために、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性を確保するため、企業経営に対する理解・知見を有する方を、その経験・見識・専門性を考慮して社外取締役として選任することといたします。
　社内取締役は、当社グループの経営理念・行動指針・経営戦略から導いた役員に求める要件に照らし、その経験・見識・専門性などを総合的に評価・判断して選任いたします。
　当社取締役は、社外・社内を合わせて8名以内と定めております。

【補充原則4-11-2　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるため、兼職については合理的な範囲にとどめております。
　また、重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類、有価証券報告書等の開示資料において、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　社外・社内の取締役及び監査役に対して、取締役会事務局が定期的に取締役会の実効性についてのヒアリングを実施し、全社役員会議体にて報告を行い、必要に応じて改善を行っております。
　また、社外取締役と最高経営責任者は、取締役会の機能向上などを目的として、定期的に意見交換を行っております。
　当社では、取締役会の現状を正しく把握し、その実効性をより向上するために、取締役および監査役に対し取締役会に関するアンケートを実施いたしました。結果の分析・評価を行い、今後も取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニング】
　取締役・監査役・執行役員を対象とした研修会等は、取締役・監査役・執行役員からの要望もふまえ、随時実施しております。新任の取締役・監査役・執行役員については、その役割・義務・責任・法的知識の習得をはかることなどを目的として、就任後速やかに新任取締役・監査役・執行役員研修を実施しております。
　また、事業環境の変化や法改正などに対応するため、必要な研修会を適宜実施してまいります。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は、持続的成長や中長期にわたる企業価値向上を実現するためには、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であると認識しております。株主・投資家の皆様に正確な情報を公平にご提供しつつ建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築していきたいと考えております。
　株主・投資家の皆様との対話につきましては、管理部門担当役員が統括し、当該役員および経理財務部が担当しております。IR担当者は、対話の充実のため当社グループ各部署に情報提供を求め、各担当部署はIR担当者に協力しております。
　対話の取り組みとして、報道機関・アナリスト・機関投資家の皆様を対象に半期毎に決算説明会を実施しており、個人投資家の皆様に対しては、ホームページ上に専用ページを設け事業内容・業績・経営方針などを掲載しております。
　株主・投資家の皆様との対話内容は、必要に応じて管理部門担当役員を通じて取締役会等にフィードバックしており、株主構成についても、定期的な調査に基づき、その結果が取締役会に報告されております。
　株主・投資家の皆様との対話において、インサイダー情報（未公表の重要事実）を伝達することはいたしません。また、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」とさせていただいております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社オンワードホールディングス	7,600,000	20.16
株式会社ソトー	1,595,000	4.23
三井住友海上火災保険株式会社	1,292,700	3.43
三井住友信託銀行株式会社	1,134,000	3.01
株式会社みずほ銀行	1,128,387	2.99
明治安田生命保険相互会社	931,081	2.47
ダイドーリミテッド取引先持株会	431,348	1.14
栗原株式会社	417,855	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	357,000	0.95
ダイドーリミテッドグループ福祉共済会	350,000	0.93

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮本　嘉興	公認会計士											○
西岡　和行	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮本　嘉興	○	―――	公認会計士として財務および税務に精通しており、豊富な経験と実績ならびに幅広い知識と見識に基づき、当社の社外取締役の職務を適切に遂行していただけると判断しております。 また、当社と宮本 嘉興氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと考えております。
西岡　和行	○	―――	他の会社の取締役の経験があり、当社の事業領域における豊富な経験と実績ならびに幅広い知識と見識に基づき、当社の社外取締役の職務を適切に遂行していただけると判断しております。 また、当社と西岡 和行氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より定期的に会計監査に関する説明を受けており、必要に応じて情報交換等の連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田口　哲朗	弁護士													○
武田　昌邦	弁護士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田口　哲朗	○	―――	弁護士として企業法務に精通しており、専門的な知識と経験に基づき当社の社外監査役の職務を適切に遂行していただけると判断しております。 また、当社と田口 哲朗氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと考えております。
武田　昌邦	○	―――	弁護士として企業法務に精通しており、専門的な知識と経験に基づき当社の社外監査役の職務を適切に遂行していただけると判断しております。 また、当社と武田 昌邦氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

2015年（平成27年）7月6日開催の取締役会において、当社取締役・監査役および執行役員に新株予約権の付与を決議しております。
決議の内容
新株予約権の個数 796個（付与株数79,600株）
行使価格 1円

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2016年（平成28年）3月期に取締役に支払った報酬は、132百万円です。
報酬限度額（株主総会の決議による限度額）は年額180百万円です。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

主要な会議等に出席し、取締役・監査役から重要事項に関する説明を受けるとともに、関係部署から逐次連絡を取るように体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ随時臨時取締役会を機動的に開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行の状況を逐次監督しております。
また、執行役員会議（取締役・監査役・グループ各社の執行責任者および管理部門の責任者による会議）・事業会社ごとの月次会議（アパレル部門の販売状況・各ショップの実績や今後の対応などの報告会議）を開催し、職務執行の報告を受けております。
監査役は、上記各会議に出席するとともに、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員からその説明を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役体制の強化によりコーポレート・ガバナンスの実効性を上げることが最適であるとの考えのもと監査役制度を採用しており、専門的見地から有益な助言を得るために社外監査役を選任しております。
また、取締役会の活性化・高度化に向けて、グループ全体の視点から活発な議論と適切な意思決定が行われるよう、執行役員制度を導入するとともに、経営の透明性をさらに向上させコーポレートガバナンス体制の一層の強化をはかることを目的として社外取締役を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	海外在住の株主も多く、より多くの株主に議案内容をご理解いただき、議決権の行使を行っていただけるよう早期に発送しております。 2016年（平成28年）3月期は、株主総会の27日前に発送いたしました。
招集通知（要約）の英文での提供	外国の株主に議案内容をご理解いただき、議決権の行使を行っていただけるよう提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末・第2四半期の決算発表後、速やかに開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.daidoh-limited.com/	
IRに関する部署（担当者）の設置	経理財務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSM2000（コンプライアンス サプライチェーン マネジメントシステム）認証取得、品質・環境・社会的責任・健康・経営システムに関する認証、エコネットワーク参加。 「お客様に対する商品の安全の保証と品質の保証の仕組みづくり・その仕組みの維持」を主な目的とした『ダイドーエンゲージメント』（ダイドーリミテッドグループのお客様へのお約束）を発足させ、サプライヤーと共にこの活動に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

業務の適正を確保するための体制
　取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制
（取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制）
　当社は、「お客様第一」「品質本位」を経営の基本方針とし、創業以来130年培ってきた“信用”をさらに高めるため「企業行動規範」を制定しております。代表取締役社長は、その精神をグループの全役職員に継続的に伝達し、法令遵守と社会規範に基づく行動を促し、広く社会に信頼される企業活動を行なうことを徹底しております。
　取締役会は、代表取締役社長を委員長とする16名（社外委員を含む）で構成するコンプライアンス委員会を設置し、適切に運営しております。
　さらに通報受付窓口を社外専門家とする、コンプライアンス・ホットラインを設置・運営しております。また、これによって通報等を行なっても、当該役職員に不利益な扱いを行なわないこと等を規程により明確にしております。また、社内のコンプライアンス意識の浸透と向上を図るべく、必要に応じ、社内セミナーの実施および社内情報掲示板への掲載等によりその周知徹底を図っております。
　中国事業においても、地域の特性を考慮し、同様の体制の整備・運用を行なっております。

2. リスク管理体制
（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）
　取締役会は、規程に基づき、リスク管理委員会を設置・運営しております。
　リスク管理委員会は、各部門担当取締役および部門業務執行責任者、14名により構成され、全社的なリスクを総括的に管理し、適宜に取締役会および監査役会に報告を行なっております。尚、当事業年度は3回開催し、ここで中国事業を含む各事業部門のリスク管理担当者からの報告を受け、リスクの自己評価を実施しました。
　また、グループ各社においても個別にリスク管理委員会を設け、同様の活動を行い、危機管理についての情報共有を行なっております。

3. 取締役の業務執行
（取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制）
　当社は、原則として取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行なうほか、必要に応じ、臨時取締役会を開催しております。さらに、当社は社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。
　また、取締役・監査役・グループ各社の執行責任者および管理部門の責任者により構成される執行役員会議を毎月開催し、各部門の状況・問題点等を把握し、監督・改善を行なっております。
　また、取締役会の決議事項以外の重要な申請・報告等の事項については、グループ共通の「稟議規程」により、適切な管理・運用を行なっております。

4. 企業グループの内部統制
（企業集団における業務の適正を確保するための体制）
　当社は、業務および財務報告の適正性の確保のみならず、内部統制の有効性を高めるため、当社グループ全体を対象に、内部統制室および内部監査室を設置しております。
　内部統制室は、中国子会社への往査を含め、所定のグループ会社に対し、内部統制全般の整備運用状況のテストおよび評価を行なうとともに、対象会社と協力し、運用状況の改善につとめております。
　内部監査室はこの運用状況の評価を行ない、結果として良好な統制状況を確認しております。

5. 業務情報の管理
（取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制）
　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「規程管理規程」および「文書管理規程」に従い、当該情報を議事録等、文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切に管理しております。その他の業務情報の管理も、同様に行なっております。

6. 監査役の補助者
（監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項）
　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することとしております。
　この場合、監査役が指定する期間中は、当該使用人は、監査役の指揮下で業務を行なうこととしております。

7. 監査役への報告・監査役監査
（取締役および使用人が監査役に報告するための体制および監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制）
　取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令および社内規程に基づき、直ちに監査役に報告することとしております。
　監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、執行役員会議等の主要な会議に出席しております。監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求め、適時に事業場・子会社等への往査を行なっております。
　また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を密にして相互の連携をはかっております。
　監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、意思疎通をはかっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

　反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応を執ります。
　また、反社会的勢力に関する情報収集のため、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）およびその下部組織である万世橋地区特殊暴力防止対策協議会（地区特防協）に加盟し、定期的な研修会および情報交換会等に参加しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

ダイドーリミテッドグループ　コーポレート・ガバナンス体制

